

機 密 情 報 取 扱 特 記 事 項

第 1 章 基本的事項

(機密情報)

第 1 受注者は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、提供方法及び媒体を問わず、本件業務を行うために発注者から提供を受け、又は受注者自らが取得若しくは作成した情報（公になっている情報及び本契約後に公になった情報を除く。以下「機密情報」という。）を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第 2 受注者は、業務に関して知り得た機密情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(目的外利用・提供の禁止)

第 3 受注者は、機密情報を本件業務の履行のために必要な範囲において利用できるものとし、発注者の指示又は承諾があるときを除き、利用目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複製又は加工)

第 4 受注者は、発注者が禁止している場合を除き、本件業務の履行のために必要な範囲において機密情報を複製又は加工することができるものとし、複製又は加工により生じた情報についても本契約に基づく機密情報として取り扱うものとする。

(安全管理措置)

第 5 受注者は、機密情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置（以下「安全管理措置」という。）を講じなければならない。

(従事者への周知及び監督)

第 6 受注者は、業務に従事している者（正社員のほか、派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第 2 条第 2 号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）、契約社員その他の正社員以外の労働者を含む。以下「従事者」という。）に対し、在職中及び退職後において、機密情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことを周知するとともに、業務を処理するために取り扱う機密情報の安全管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(教育の実施)

第 7 受注者は、機密情報の情報セキュリティに対する意識の向上及び漏えい等の防止のため、従事者に対し適切な教育及び研修を行わなければならない。

(機密情報の持ち出しの禁止)

第 8 受注者は、発注者の指示又は承諾を得た場合を除き、機密情報が記録された資料等をこの契約に定める実施場所その他発注者が定める場所の外に持ち出してはならない。

(再委託等に当たっての留意事項)

第 9 受注者は、発注者の書面による承諾を得て業務の全部又は一部を第三者に委託（二以上の段階にわたる委託をする場合及び受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。）に委託をする場合を含む。以下「再委託等」という。）する

場合には、再委託等の相手方に対し、発注者及び受注者と同様の安全管理措置を講じなければならないことを周知するとともに、この契約に基づく機密情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

（再委託等に係る連帯責任）

第10 受注者は、再委託等の相手方の行為について、再委託等の相手方と連帯してその責任を負うものとする。

（再委託等の相手方に対する管理及び監督）

第11 受注者は、再委託等をする場合には、再委託する業務における機密情報の適正な取扱いを確保するため、再委託等の相手方に対し適切な管理及び監督をするとともに、発注者から求められたときは、その管理及び監督の状況を報告しなければならない。

（機密情報の返還、消去又は廃棄）

第12 受注者は、機密情報及び機密情報が記録された媒体等について、業務完了後、発注者の指定した方法により、直ちに返還、消去又は廃棄しなければならない。また、発注者から求められた場合にはその状況を報告しなければならない。

（取扱状況の報告及び調査）

第13 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して、業務を処理するために取り扱う機密情報の取扱状況を報告させ、又は調査を行うことができる。また、機密情報の適切な管理を確保するため必要と認められる場合には、受注者に対し必要な指示を行うことができる。

（漏えい等の発生時における報告）

第14 受注者は、業務に関し機密情報の漏えい等若しくは機密情報の安全の確保に係る事態が発生し、又は発生したおそれがあること（再委託等の相手方により発生し、又は発生したおそれがある場合を含む。）を知ったときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。また、上記報告をした場合であっても、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第26条、個人情報保護委員会規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。）第7条が適用となる場合には、受注者は直接、個人情報保護委員会（個人情報保護法第130条に規定するものをいう。）に報告しなければならない。

（契約解除）

第15 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合には、この契約を解除することができる。

（損害賠償）

第16 受注者が本特記事項に違反したことにより発注者又は第三者に損害を及ぼした場合には、発注者が必要と認める措置を直ちに講ずるとともに、発注者又は第三者に対して生じた損害を賠償するものとする。

（存続期間）

第17 本特記事項の効力は本件業務に係る契約期間の満了まで有効とする。ただし、第2（秘密の保持）、第12（機密情報の返還、消去又は廃棄）、第14（漏えい等の発生時における報告）及び第16（損害賠償）の規定については、契約期間の満了後も有効に存続するものとする。

（協議事項）

第18 本特記事項に定めのない事項に関しては、別途発注者と誠実に協議の上、円満な解決を図るものとする。

第2章 個人情報の取扱いに係る特約

(趣旨)

第1 受注者は、業務を行うために発注者から提供を受け、又は受注者自らが取得又は作成した機密情報について、広島県議会個人情報保護条例(令和5年広島県条例第17号。以下「条例」という。)第2条第1項に規定する個人情報が含まれる場合には、条例に基づき個人情報を取り扱うとともに、本特記事項第1章の規定に加えて、本章の規定を遵守しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第2 受注者は、業務を行うに当たっては、条例に基づき、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(取得の制限)

第3 受注者は、業務を行うに当たって個人情報を取得する場合には、業務を遂行するために必要な範囲として発注者が指定した範囲を超えて、個人情報の取得及び保有を行ってはならない。

(利用目的の明示)

第4 受注者は、業務を行うに当たって本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、発注者の指示に従い、条例第5条に規定する利用目的の明示等の必要な措置を行うものとする。

(安全管理措置)

第5 受注者は、条例第9条第2項の規定に従い、個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(教育の実施)

第6 受注者は、個人情報取扱作業責任者及び従事者に対して、個人情報の保護及び個人情報取扱業務の適切な遂行のために必要な教育及び研修を実施しなければならない。

(再委託等)

第7 受注者は、発注者の書面による承諾を得て再委託等を行う場合には、再委託等の相手方に対し、本章の規定に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとし、再委託等の相手方の行為について、再委託等の相手方と連帯してその責任を負うものとする。